

事務連絡

令和2年4月21日

各都道府県住宅担当部局 御中

国土交通省住宅局安心居住推進課
住宅総合整備課

住居を失うおそれが生じている方への支援について（その2）

平素より、住宅施策の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況の中では、離職又は廃業された方に加えて、休業等に伴う収入減少により、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方へ支援を拡大することが重要です。

つきましては、下記事項に留意の上、引き続き、生活困窮者自立支援部局、民生部局等と連携し、住居を失うおそれがある方の居住安定確保を図っていただきますようお願い致します。

なお、管下市町村の住宅部局にも周知願います。また、以下送付先一覧に示す賃貸住宅関係団体及び不動産関連団体に対しては、別途周知していることを申し添えます。

記

1 住居確保給付金の支給対象の拡大について

これまで、「住居を失うおそれが生じている方への支援について」（令和2年4月7日付け国土交通省住宅局安心居住推進課・住宅総合整備課事務連絡）を発出し、住居確保給付金の支給対象の拡大の予定についてお知らせしているところで

す。このことに関連して、厚生労働省より、別添1のとおり「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和2年4月20日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が発出されております。また、別添2のとおり「住居確保給付金 今回の改正に関するQAvo12」が公表され、別添3のとおりリーフレットが作成されています。

つきましては、貴都道府県管内の居住支援協議会及び居住支援法人に周知いただくとともに、引き続き、生活困窮者自立支援制度主管部局、居住支援協議会及び居住支援法人と連携のうえ、拡充された住居確保給付金、住宅確保要配慮者の

入居を拒まないセーフティネット住宅、公営住宅をはじめとした公的賃貸住宅等の情報提供に努めること等により、住まいに不安を抱える方からの相談への対応や、住まいに困窮する方への支援を積極的に進めていただくようお願い致します。

2 生活福祉資金（緊急小口資金等）の特例貸付制度等について

住居確保給付金以外にも、家賃等の生活費に困窮した場合には、生活福祉資金（緊急小口資金等）の特例貸付制度等が活用可能です。別添4のとおりリーフレットを添付いたしますので、必要に応じて入居者等に紹介していただくとともに、貴都道府県管内の居住支援協議会及び居住支援法人に対して周知いただくようお願い致します。

3 生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業について

厚生労働省より、別添5～7のとおり「生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業の活用等について」（令和2年4月14日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）等が発出されております。

新型コロナウイルス感染症の影響により居住が不安定な方に対し、生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業を活用して宿泊場所を確保するにあたっては、感染拡大防止に資する個室の宿泊場所の利用を促すことが重要です。そのため、生活困窮者自立支援制度主管部局と連携し、公営住宅等の活用や、セーフティネット住宅をはじめとする民間賃貸住宅の活用について、必要に応じ賃貸住宅関係団体や不動産関連団体の協力を得て、対応していただくようお願い致します。

なお、賃貸住宅関係団体や不動産関連団体に協力を依頼する際には、今般の一時生活支援事業の見直しにより、施設借り上げの際の補助基準単価が引き上げられたこと（宿泊場所の供与、食事及び衣類の提供による支援：1泊につき7,000円→9,100円）についても、併せて周知いただくようお願い致します。

以上

【送付先一覧】

(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会	(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
(公財) 日本賃貸住宅管理協会	(公社) 全日本不動産協会
(一社) 全国住宅産業協会	(一社) 不動産流通経営協会
(一社) 不動産協会	

(参考1)

- ・令和2年4月7日（厚生労働省社会・援護局保護課、地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）
「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（一時的な居所の確保等について）」
緊急事態宣言が出された都府県に対して部局間連携を通じた居住が不安定な方への配慮、宿泊場所の確保と入所、住居確保給付金の活用等を依頼

(参考2)

- ・「個人向け緊急小口資金等の特例貸付の迅速化に向けた取組（労働金庫との連携）」
個人向け緊急小口資金等の特例貸付のより一層の迅速化を図るため、労働金庫に社会福祉協議会の貸付業務の一部を委託することとなった。
（第1回厚生労働省「生活を守る」プロジェクトチーム（令和2年4月21日）資料5）

(参考3)

- ・「生活を支えるための支援のご案内」
働く方のみならず、国民の皆さま全体の支援策をまとめたリーフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>（厚生労働省 HP）

(参考4)

- ・特別定額給付金（仮称）
総務省による特別定額給付金（仮称）（基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者1人につき10万円を給付）についてまとめたホームページ
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html#gaiyo（総務省 HP）

令和2年4月20日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行について

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第86号）が本日公布・施行され、これに伴い、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給対象を拡大することとなりました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せて行っていただきますようお願いいたします。

記

一 改正の概要

住居確保給付金の支給対象者について、これまで離職又は廃業した日から2年を経過していない方としていたところ、本日から、下表の通り給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少し、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況にある方も支給対象に含めることとなりました。

（法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由）

第三条 法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合
- 二 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は前号の場合と同等程度の状況にある場合

また、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の一部改正について」の一部修正について」（令和2年4月20日社援地発0420第1号厚生労働省社会・援護

局地域福祉課長通知)において、住居確保給付金の支給事務の取扱問答を発出しておりますので、改正後の省令の施行については、本事務連絡及び取扱問答を参考にするなど、住まいに困窮される方への支援にあたっては、遺漏なきようご対応願います。

二 感染拡大防止に配慮した相談体制の強化

令和2年4月17日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく緊急事態宣言の対象が、これまでの7都府県から全国に拡大されたことも踏まえ、「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る申請受付等について」(令和2年4月13日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡。以下「4月13日事務連絡」という。)に基づき、相談者と相談対応者との接触をできるだけ避けるよう、感染拡大防止に配慮した相談体制の強化に努めていただくようお願いいたします。

三 自立相談支援機関における相談体制の強化

これから相談の増加等が見込まれる中、4月13日事務連絡に基づき、自立相談支援機関の相談体制の強化を進めていただくようお願いいたします。その際には、各自治体は自立相談支援機関の意見も聞きながら、現場の状況等に応じた対応等を進めていただくようお願いいたします。あわせて、都道府県においては管内市町村の状況を適切に把握されますようお願いいたします。

四 公共職業安定所への求職の仮登録について

住居確保給付金の申請においては、公共職業安定所に求職の申し込みをすることを求めています。「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る生活困窮者自立支援法施行規則の改正予定について」(令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)において、当面の間、公共職業安定所に対する求職については、仮登録をもって正式な求職の申し込みと見なし、仮登録日及び仮登録番号を確認して受け付けるよう依頼したところですが、本日から、仮登録を証する文書としては、仮登録完了画面を印刷した文書等とします。

なお、印刷ができない場合は、当該画面のスクリーンショットの提示又は仮登録日について本人から申告を受けた上で、申告には虚偽がないことを申告させ、申請を受け付けて差し支えありません。

以上

○参考

(令和2年4月13日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)

「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る申請受付等について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621457.pdf>

(令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)

「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る生活困窮者自立支援法施行規則の改正予定について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620018.pdf>

○厚生労働省令第八十六号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第三項及び第六条第一項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令

生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後

(法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由)

第三条 法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合
- 二 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は前号の場合と同等程度の状況にある場合

(法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者) 第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。
 - イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合、生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日(以下この条、次条及び第十二条第一項において「申請日」という。)において、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して二年を経過していない者
 - ロ 第三条第二号に規定する場合、申請日の属する月において、第三条第二号に規定する状況にある者
- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。
 - イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合、離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していた者
 - ロ 第三条第二号に規定する場合、申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者

改正前

(法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由)

第三条 法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由は、事業を行う個人が当該事業を廃止した場合とする。

(法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者) 第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日(以下この条、次条及び第十二条第一項において「申請日」という。)において、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して二年を経過していないものであること。
- 二 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していたこと。

三
五
(略)

三
五
(略)

様式第一号（表面）を次のように改める。



生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ					
①氏名					
②生年月日	昭和・平成・令和	年	月	日	満()歳
③電話番号			④性別	男・女	

申立事項	⑤次の(1)又は(2)の場合であること(いずれか該当する方に記載)					
	(1) 離職等の場合					
	離職等の時期					
	離職等した事業所					
	(2) 第3条第2号に規定する場合					
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況					
	⑥離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること					
	離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況					
	⑦次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること(いずれか該当する方に記載)					
	(1) 住居を喪失していること					
住居を喪失した時期						
喪失した住居の住所						
現在の状況						
(2) 住居を喪失するおそれがあること						
現在の住所						
住居の家主等						
喪失するおそれのある住居の家賃額						
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等						
⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること						
フリガナ					合計	
氏名						
続柄	本人					
性別						
生年月日						
収入(月額)	円	円	円	円		
預貯金等	円	円	円	円		

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和 年 月 日

都道府県等の長殿

申請者氏名

記名押印又は署名

印

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に
より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することが
ができる。

令和2年4月14日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業の活用等について

今般の新型コロナウイルス感染症に関する生活保護及び生活困窮者自立支援制度の運用については「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」（令和2年3月10日厚生労働省社会・援護局保護課長及び同地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）等において適切な対応をお願いしているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、4月7日、7都府県に対し緊急事態宣言が発出されました。

緊急事態宣言に係る特定都府県においては、多数の者が利用する施設の管理者等に施設の利用の制限又は停止等につき、知事による要請がなされています。また、これら特定の都府県以外の自治体においても、各事業者が自主的に営業を停止することが想定されます。こうした事態に関して、生活保護及び生活困窮者自立支援制度所管部局として、以下のとおり対応をお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せて行っていただきますようお願いいたします。

記

一 宿泊場所の確保と入所等

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（一時的な居所の確保等について）（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局保護課長及び同地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）において、各都道府県におかれては、管下の市町村の一時生活支援事業のシェルター等の利用状況等を確認して、宿泊場所として活用可能な場所が管内全体でどの程度あるか

を把握していただくようお願いしたところです。

また、現状の宿泊場所だけでは不足が見込まれる場合等には、管内の一時生活支援事業未実施の市町村も含め、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業の枠組みを活用して、自治体等が運営する自立支援センターや宿泊施設を借り上げたシェルター等に加え、庁内の関係部局とも連携しつつ、協力いただけるビジネスホテル、旅館等を開拓し、宿泊場所の確保を進めていただきますよう改めてお願いします。

また、令和元年度に施行された地域居住支援事業を活用し、例えば、住宅部局、居住支援協議会、居住支援法人、不動産関係団体等と連携して、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報を収集したり、住居を喪失した方や保証人が得られない方に対してアパート等をあっせんする不動産業者の情報を収集するなど、必要に応じて、住居に関する情報を提供することに努めるようお願いします。

二 一について、当該自治体では不足が生じる場合

各都道府県においては、管内の市町村と連携し、居住が不安定な方に対して、住まいをはじめとする生活の困りごとについて生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関に相談するように伝えとともに、希望者に対しては確保した宿泊場所に入所し、必要に応じて衣食の提供がなされるように調整をお願いします。

仮に、一部の自治体で宿泊場所の不足が生じた場合に備えて、例えば、他の自治体の宿泊場所を活用するなど、都道府県が中心となって調整を行う枠組みなどについても検討いただくようお願いいたします。

三 特に配慮が必要な方の居場所の確保について

ネットカフェ等の多数の者が利用する施設を一時的な居所としている女性、未成年者の中には、DV被害の他、家庭関係の破綻や生活困窮、性暴力被害など、様々な事情を背景に住居を失った又は失う恐れがある者であることも考えられるため、生活困窮者自立支援法に基づく支援が適切と判断される場合には、自立相談支援機関へつないでいただくようお願いします。

その際、本人の意思や希望を踏まえるとともに、関連する他制度の所管課や、困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体等との調整を図った上で必要なときは、同法に基づく一時生活支援事業の活用等により居場所の確保を図るとともに、特にその生活に配慮が必要な場合には個室等を用意するなど、適切な対応をお願いいたします。

四 自立相談支援事業との連携について

一時生活支援事業の対象者として適切か否かは、自立相談支援事業の相談支援員によるアセスメントや、関係機関との支援調整会議を通じて判断されるものですが、緊急的な支援が求められる場合には、プラン案が策定されていない場合であっても、事業を利用することを可能とし、特に急迫性が認められる場合には、利用者の口頭による意思の確認による利用も差し支えないこととします。なお、緊急的な支援を行った場合には、事後的にプランに盛り込み、支援調整会議で報告を行うこととします。

五 住居を喪失した者に対する生活保護の適用について

現在の状況下において住居を喪失した者に対する生活保護の適用については、「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」（令和2年3月10日付厚生労働省社会・援護局保護課長、地域福祉課生活困窮者自立支援室長連名事務連絡）を发出しており、原則的な運用は当該事務連絡にお示したところです。

他方、現在の状況下で職を失ったこと等に伴い、居所を失いかつ被保護者となった者の中には、アパート等の居宅で生活する能力を十分に有するため、必ずしも無料低額宿泊所等への入所を経る必要はなく、居宅での保護が可能な者も多いものと思われます。

このため、こうした者については、当該事務連絡に留意しつつ、アパート等の居宅への入居を指導するようお願いします。

併せて、居宅生活が可能と認められる者による住居の確保を支援するため、自立相談支援機関や住宅部局、不動産関係団体と連携し、被保護者にも入居可能な住居に関する情報の提供に努めるようお願いします。

六 令和2年度一時生活支援事業の予算協議について

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱に基づき実施する一時生活支援事業は、一定の住居を持たない生活に困窮する方に対し、一定の期間、宿泊場所の供与、食事及び衣類の提供により、安定した生活を営めるよう支援を行うものであり、借り上げ型施設の補助基準単価については1泊につき7,000円ですが、令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、居住が不安定な者に対応するため借り上げ施設を新たに開拓する必要が生じた場合は、当面の間、9,100円まで引き上げることとします。

なお、あらかじめ確保した部屋を事業に使用しなかった場合でも、年間延利用日数として利用実績に算定して差し支えないこととします。

以上

事務連絡
令和2年4月17日都道府県
各指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局保護課新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応
に当たっての留意点について

今般の新型コロナウイルス感染症の流行に関し、居住が不安定な方が居所を失った場合における対応については、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（一時的な居所の確保等について）」（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局保護課長及び同地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）において対応をお願いしてきたところですが、下記の観点も留意しつつ取組を進めていただくようあらためてお願いします。併せて、各都道府県等におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び実施機関に対し周知方お願いいたします。

記

これまで、宿泊場所の確保にあたっては、各都道府県において、市町村とも連携していただきつつ、一時的な居所の確保を進めていただいているところであるが、これまでに発出した「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2）」（令和2年4月7日福祉部局他連名通知）等により、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることを一層推進することが求められていることに加えて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であることに留意することが必要である。

このような観点から、今般の事態に関する対応に当たって新たに居住が不安定な方の居所の提供、紹介等が必要となった場合には、やむを得ない場合を除き個室の利用を促すこと、また、当該者の健康状態等に応じて衛生管理体制が整った居所を案内する等の配慮をお願いしたい。また、緊急避難的に自治体の施設を開放し、一時的な居所とする場合において、複数人が同時に滞在せざるを得ないような場合には、利用者の間隔を十分空ける、間仕切りを設ける等の配慮をお願いしたい。

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 17 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度の各事業における新型コロナウイルスの
感染拡大防止のための対応について

生活困窮者自立支援制度の各事業における新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも「新型コロナウイルス感染防止等のための当面の生活困窮者自立支援制度における各事業の業務等における留意点について」（令和2年2月25日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）等により対応を依頼しているところですが、今般、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）（別添）が発出されたことに伴い、感染拡大防止策に関して、管内の各事業の実施機関に対して再度徹底を図られたい。その際、特に下記の点にも留意されたい。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくよう、よろしく願いいたします。

記

一時生活支援事業における自立支援センター等については、居住空間が狭隘である場合もある。自立支援センター等において利用者又は職員に感染者が発生した場合には、保健所の指示に従った対応がなされることになるが、場合によっては職員が出勤できなくなり、不在となることや、感染していない利用者が一時的に別の場所に移動することが必要になる状況も想定される。

上記の状況にあらかじめ備える観点から、まず、各自治体においては、関係する事業所等との間で職員の応援体制の調整をするとともに、感染拡大防止に資する個室の宿泊場所を確保する観点から、一時生活支援事業として協力いた

ける自治体内のビジネスホテル、旅館、ワンルームタイプのアパート、旅館等、セーフティネット住宅等を開拓し、それらの空室の状況の確認をされたい。また、上記の対応が困難な状況がある場合には、都道府県が中心となって管内の自治体間で連携し、一時的に移動をせざるを得ない利用者の受入れ先として考えられる宿所提供施設等の空き状況の確認等を行っていただくとともに、自立支援センター等の利用者において移動の必要性が生じた場合に円滑に対応できるよう準備を進められたい。

また、4月14日付け事務連絡「生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業の活用等について」において、新型コロナウイルス感染症の影響により新たに借り上げ施設を開拓する必要性が生じた場合について、当面の間、借り上げ施設1泊につき7000円の補助基準単価を9100円に引き上げることとしているほか、あらかじめ確保した部屋を事業に使用しなかった場合でも、年間延利用日数として利用実績に算定して差し支えないこととしており、宿泊場所の確保に活用されたい。

以上

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 7 日

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県 民生主管部（局） 御中
及び福岡県並びにこれらの都府県管下の指定都市及び中核市

厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について
(一時的な居所の確保等について)

今般の新型コロナウイルス感染症に関する生活保護及び生活困窮者自立支援制度の運用については「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」(令和2年3月10日厚生労働省社会・援護局保護課長及び同地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡)等において適切な対応をお願いしているところです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第15条第1項に基づく政府対策本部が設置され、本日、新型コロナウイルス感染症対策本部長は同法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったところです。

この緊急事態宣言に係る特定都道府県知事は、同法第42条第2項に基づき、多数の者が利用する施設の管理者等に施設の利用の制限又は停止等を要請することができます。また、こうした要請に至らない場合においても、各事業者が自主的に営業を停止することも想定されます。こうした事態に関して、生活保護及び生活困窮者自立支援制度所管部局として、以下のとおり対応をお願いいたします。併せて、都道府県におかれては管内市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び実施機関に対し周知方お願いします。

記

- 1 インターネットカフェ、漫画喫茶、サウナ、温浴施設等の利用の制限又は停止等に関する対応

(1) 部局間連携を通じた居住が不安定な方への配慮

各都道府県においては、緊急事態宣言に係る施設の利用制限を担当する部局と連携を密にし、インターネットカフェ、漫画喫茶、サウナ、温浴施設等の居住が不安定な方の一時的な居所となっている可能性のある施設の利用の制限又は停止を要請する場合、こうした居住が不安定な方の居所の確保に十分配慮した対応を行うよう、お願いいたします。また、こうした対応の状況について、管下の市町村への情報共有等をお願いいたします。

(2) 宿泊場所の確保と入所等

各都道府県におかれては、管下の市町村の一時生活支援事業のシェルター等の利用状況等を確認して、宿泊場所として活用可能な場所が管内全体でどの程度あるかを把握していただくようお願いします。

現状の宿泊場所だけでは不足が見込まれる場合等には、管下の市町村と連携し、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業の枠組みを活用して、自治体等が運営する自立支援センターや宿泊施設を借り上げたシェルター等に加え、庁内の関係部局とも連携しつつ、協力いただけるビジネスホテル、旅館等を開拓し、宿泊場所の確保を進めていただきますようお願いいたします。

各都道府県においては、管内の市町村と連携し、居住が不安定な方に対して、住まいをはじめとする生活の困りごとについて生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関に相談するように伝えるとともに、希望者に対しては確保した宿泊場所に入所し、必要に応じて衣食の提供がなされるように調整をお願いします。

仮に、一部の自治体で宿泊場所の不足が生じた場合に備えて、例えば、他の自治体の宿泊場所を活用するなど、都道府県が中心となって調整を行う枠組みなどについても検討いただくようお願いいたします。

(3) 住居確保給付金の活用

各自治体においては、上記に加え、本日別途事務連絡「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る生活困窮者自立支援法施行規則の改正予定について」でお知らせしているとおり、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給要件が緩和されますので、安定的な居住の確保に向けて、同給付金の積極的な活用をお願いいたします。

(4) 生活保護との連携

こうした居所が不安定な方が生活保護の申請を行うことも想定し、民間宿泊所、ビジネスホテル等の確保についても、引き続き対応をお願いいたします。また、居宅での生活が難しく、保護施設等への入所が必要な方については、近隣施設の空き状況を把握しつつ、施設入所を行う等の対応をお願いいたします。

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の迅速化に向けた取組(労働金庫との連携)

参考2(厚生労働省第1回「生活を守る」プロジェクトチーム資料5(令和2年4月21日))

- 個人向け緊急小口資金等の特例貸付については、3月25日から全国の社会福祉協議会で受付を開始し、貸付を行っているところ。

※4月11日までの実績(速報値)

緊急小口資金 申請件数:39,081件、貸付決定件数:31,689件、貸付決定額:53.7億円(1件当たり16.9万円)

総合支援資金 申請件数:498件、貸付決定件数:214件、貸付決定額:1.1億円(1件当たり51.5万円)

- 今般、現下の受付の状況等に鑑み、貸付のより一層の迅速化を図るため、労働金庫に社会福祉協議会の貸付業務の一部を委託することとする。具体的には、申請の受付・書類の確認等の業務を委託する。

⇒申請先が分散することで、受付窓口の事務負担が軽減され、貸付の迅速化につながる。

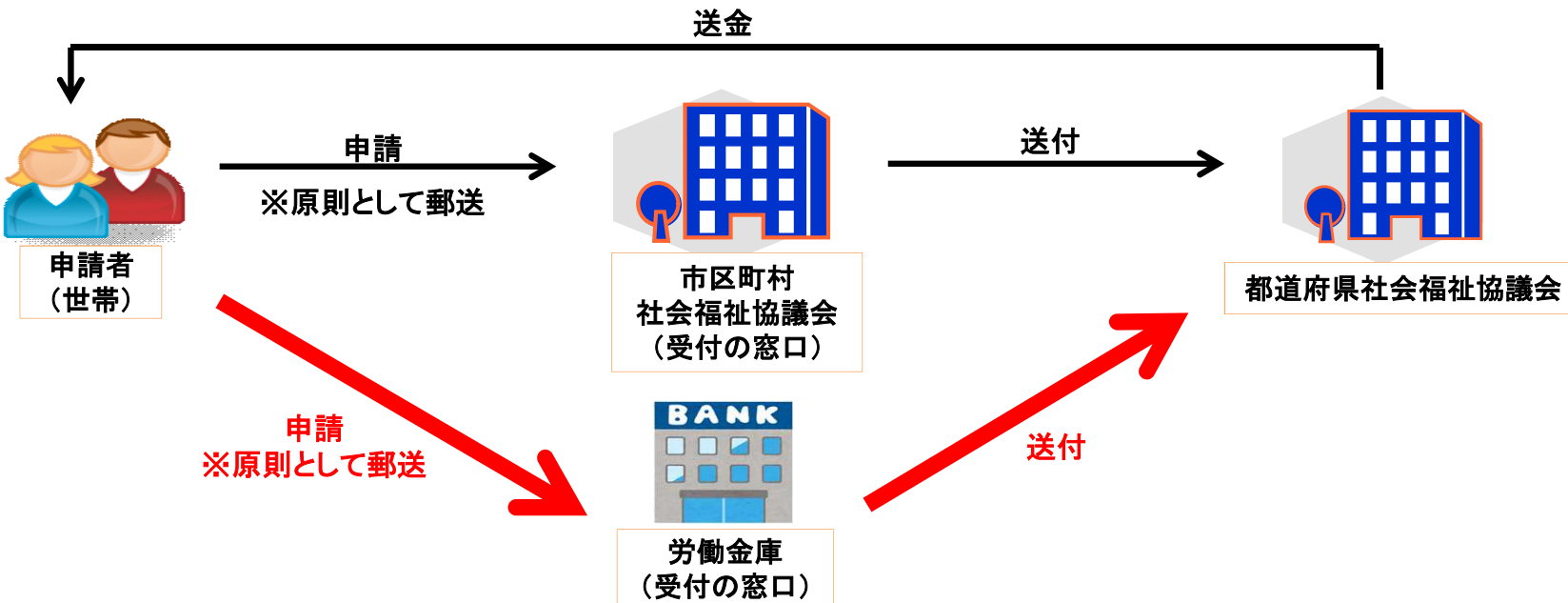
- 4月22日(水)から、北海道労働金庫本店で申請受付を開始。

※ 順次全国に拡大し、4月30日(木)には、全国の労働金庫で申請受付を開始できるよう調整中。

<労働金庫について>

- 労働金庫法に基づき、出資している労働組合、生活協同組合、その他の労働者により組織、運営されている団体であり、預金やローン、各種サービスなどを行う金融機関。

- 全国で13の労働金庫、約560支店。



＜参考＞ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

令和2年度 補正予算案:359億円

○新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
 ○万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
 ⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

※令和元年度予備費に加え、貸付原資等の積み増し

【緊急小口資金】

（一時的な資金が必要な方[主に休業された方]）

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</u>
貸付上限	10万円以内	<u>学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内</u>
据置期間	2月以内	<u>1年以内</u>
償還期限	12月以内	<u>2年以内</u>
貸付利子	無利子	<u>無利子</u>

【総合支援資金(生活支援費)】

（生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等]）

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</u>
貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間:原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	<u>1年以内</u>
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	<u>無利子</u>

償還免除について：今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の迅速化に向けた取組

【社協等内での取組】

- ① 専用コールセンターの設置（4月11日～）
 - ・基本的な問い合わせは専用コールセンターで対応することにより、受付窓口の負担軽減→貸付の迅速化
- ② 郵送申請の原則化（4月14日付け事務連絡）
 - ・来訪の待ち時間の解消など申請者の負担軽減
 - ・対面相談審査→書面審査により、処理件数の向上、感染リスクの防止

【社協以外との連携による取組】

- ① 労働金庫における申請受付業務の開始(再掲)
- ② ハローワークとの連携
東京都、愛知県、大阪府のハローワーク16カ所における住居・生活相談窓口で、相談者に郵送申請手続きの案内や申請書の配付を実施予定（必要に応じて申請書の作成を補助）
- ③ 市町村等に対する協力依頼
社協への郵送申請を原則化としつつ、市町村等に来訪した生活相談者等を対象に、申請手続きを支援
 - ・福祉事務所において生活保護の相談等の機会に、必要な方への申請書の作成支援を依頼
 - ・特に混雑している社協窓口に対して、市町村職員を派遣するなど社協と市町村の連携を強化（申請手続きの支援や相談受付の応援等）
 - ・NPO等の困窮者支援団体等に協力依頼を実施